

報告第22号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 335,115 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和5年11月13日午後1時55分頃、久喜市菖蒲町菖蒲地内のしょうぶ会館駐車場において、職員が公用車を後退させたところ、後方に駐車していた自動車と接触し破損させた。

令和6年1月4日

久喜市長 梅 田 修 一